

企業の事業承継促す

中小企業等 経営強化法 改正案骨子固める

企業庁

経済産業省・中小企業庁は27日、中小企業・小規模事業者の生産性向上に向けて、中小企業等経営強化法改正案の骨子を固めた。企業のM&A（合併・買収）に取り組む企業の再編を促進する枠組みを創設し、経営者の高齢化や人材不足に直面する企業の事業承継を促す。

改正案には経営革新等支援機関の認定にお

ける更新制度の導入も盛り込み、経営支援体制の強化で事業展開を後押しする。

27日に開いた中小企業政策審議会基本問題小委員会でも示した。改正案は、後継者不足が深刻化する中小企業・小規模事業者に対してM&Aで再編を促すための制度的枠組みを創設。事業再編にかかる各種税制支援に加え、許認可承継や債務引き

受けなど事業存続のため手続きで特例を設けた。

現行の中小企業等経営強化法は、経産省・企業庁を含め事業分野を所管する省庁が、事業分野ごとに生産性向上のための取り組みを示した指針を策定している。事業者は再編の方向を明確化した「経営力向上型事業再編計画」（仮称）を策定し、事業所管大臣に認

定されれば税制や予算、法律上で特例措置を受けられるようにする。

金融支援の対象範囲の拡大を視野に、経営承継円滑化法の改正も検討。サービス業を中心に生産性が低い業種

の指針を新たに作成するほか、雇用関係助成金で他省庁との連携を強める。

一方、中小企業の経営相談を受け付ける「認定経営革新等支援機関」は認定の更新制を導入する。国は商工

会や商工会議所、金融機関など約2万7000機関を認定しているが、相談対応能力のほらつきが課題になっている。経営支援体制強化に向け、今後5年程度をめどに制度の見直しを図る。